

令和5年度神奈川県食品衛生監視指導計画（案）に対する提出意見及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

令和5年1月26日～令和5年2月24日

2 提出された意見の概要

(1)意見提出者数 (1団体・2個人)

(2)意見項目総数 23件

(3)意見の内訳

区 分	延べ件数
重点監視指導事業について	5件
立入検査及び収去検査について	3件
と畜場の衛生対策及びBSE対策について	1件
食品等事業者等の自主管理の推進について	4件
県民との意見交換及び情報提供について	4件
国、他の自治体等との連携体制について	1件
用語集について	4件
その他	1件
合 計	23件

(4)意見の反映状況

区 分	延べ件数
新たな計画に反映しました。	9件
新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	9件
今後の取組みの参考とします。	2件
反映できません。	2件
その他（感想・質問等）	1件
合 計	23件

令和5年3月

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

令和5年度神奈川県食品衛生監視指導計画（案）に対する意見とそれに対する考え方

反映区分（A：新たな計画に反映しました。 B：新たな計画には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。 C：今後の取組みの参考とします。 D：反映できません。 E：その他（感想・質問等））

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	重点監視指導事業	「(2)ノロウイルスによる食中毒予防対策」中「旅館、ホテル」について、改正された旅館業法の定義に合わせ、「旅館・ホテル営業」としてはどうか。	A	ここでは、関係法令によらず、一般的な業態のひとつとして記載しています。より解り易い表現として、「旅館、ホテル」を「宿泊施設」と改めました。
2	重点監視指導事業	(1) 寄生虫による食中毒予防対策 (P3) アニサキスによる食中毒がここ数年、30件から40件程度発生しています。「関係する飲食店、魚介類販売店」に対する監視指導は引き続き強化していただきたいのですが、利用者や県民への注意の呼びかけや情報提供を行う工夫を進めていただきたいと考えます。	B	御意見を参考に、ホームページやSNS等を活用し、引き続き、利用者や県民への注意喚起を行ってまいります。
3	重点監視指導事業	(2) 持ち帰り・宅配食品による食中毒予防対策 (P4) 食品の持ち帰りや宅配等のサービスの増加に伴って食中毒リスクが高まります。気温や湿度の上昇に影響を受けやすい食材やメニューに対する監視指導を強化するようお願いいたします。	B	御意見を参考に、取扱い内容に応じた食中毒予防のポイント等について、引き続き指導を行ってまいります。
4	重点監視指導事業	2. HACCPに沿った衛生管理に関する指導について (P4) (1) 小規模な事業者等にとっては、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の適正な実施が難しい場合もあることが予想されます。引き続き、業種別手引書の活用を含めて丁寧な助言・指導をお願いします。	B	御意見を参考に、小規模事業者に対して、引き続き手引書等を活用した、よりきめ細かな対応を行ってまいります。
5	重点監視指導事業	(2) 県外の自治体の事例になりますが、HACCPを適切に実施している事業者に証明書を発行している事例もあります。証明書の発行ができないとしても、県としてHACCPを適切に実施しているかどうかについて定量的に把握し、公表することを検討してください。	D	HACCPの実施は、食品衛生法で原則全ての食品営業施設に義務付けられているため、当県が証明書を発行する予定はありません。 また、HACCPの取り組み状況は、実施すべき内容が営業施設毎に異なりますので、適切なHACCPの実施について、立入の際など引き続き助言指導を行ってまいります。
6	立入検査及び収去検査	「施設の規模、製造業、調理数、流通の広域性、被提供者のリスク等食中毒等の事故が発生した場合の影響の大きさを考慮し」との記載があります (P8)。コロナ禍においてキッチンカーを利用した飲食の販売が多くみられるようになりました。飲食業者の衛生管理についての重要性については十分に認識されていると思われませんが、比較的手軽にイベント等へ飲食を提供するキッチンカーへの立入検査等についても対応をお願いします。	B	御意見を参考に、取扱い内容に応じた食中毒予防のポイント等について、引き続き指導を行ってまいります。
7	立入検査及び収去検査	「業種別立入検査回数」と記載があるが、関連する別表4では「業種別等立入検査回数」としているのが、統一してはいかがか。	A	「業種別立入検査回数」に統一しました。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
8	立入検査及び収去検査	3. 収去検体数の減少について (P20) 収去検査等実施計画が21ページに掲載されています(別表5)。令和5年度は前年とほぼ同数となっていますが、令和3年度の約8割、令和2年度の6割となっています。この収去検査によって、2019年度まで毎年少数ではあっても違反食品が発見されています。収去検査による牽制機能も期待されることから、検体数を減らすことには慎重であるべきだと考えます。	C	収去計画数は減少していますが、HACCP制度化の趣旨に基づき、製造工程等の管理状況を確認することで製品の安全性が確認できるなど、効果的、効率的な監視指導を行うことで、HACCP制度化前と変わらない水準で食品等の安全性が保たれるよう、監視に取り組むこととしています。
9	と畜場の衛生対策及びBSE対策	「個体識別管理」と「分別管理」の言葉遣いの違いについて教えてほしい。	A	「個体識別管理」は、牛の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める個体識別番号による管理をいいます。一方、ここでいう「分別管理」は、と畜場におけるとさつ、解体及び保管の各段階で、とたいや特定部位を分別して管理することをいいます。県民の方に本計画をより御理解いただけるよう、用語集に追加しました。
10	食品等事業者等の自主管理の推進	宅配業者を利用したケータリングがコロナ禍において一般的になりました。被提供者から届け先に到着するまでの衛生管理についても指導をお願いします。	B	御意見を参考に、取扱い内容に応じた食中毒予防のポイント等について、引き続き指導を行ってまいります。
11	食品等事業者等の自主管理の推進	「と畜場設置者等」とは何を指すのか	E	と畜場においてHACCPに基づく衛生管理が義務付けられている者には、と畜場設置者の他、と畜場管理者、と畜業者が想定されます。
12	食品等事業者等の自主管理の推進	路上でお弁当を販売する食品等事業者に対して、販売時間や食中毒を防ぐ対策などについての指導、衛生管理義務についての周知をお願いします。	B	御意見を参考に、取扱い内容に応じた食中毒予防のポイント等について、引き続き指導を行ってまいります。
13	食品等事業者等の自主管理の推進	「問題となった製品」と記載があるが、「問題となった食品等」が適切である。	A	修正しました。
14	県民との意見交換及び情報提供	第10県民との意見交換及び情報提供について、ホームページにのみならず、SNS(LINE、Facebook等)により情報を拡散することも一案と思います。ただし、情報の安全確保ということから、双方向でのやり取りの仕組みは、不要であると思います。	B	SNS(Twitter、Facebook)を活用し、情報提供や普及啓発等に関する発信を行っています。
15	県民との意見交換及び情報提供	コロナ禍ではありますが、食品衛生・食の安全を確保していくうえでは、行政、市民・消費者、事業者の連携が必要であり、そのためのリスクコミュニケーションの機会を一層増やしていただくことを要望します。	C	御意見を参考に、今後も様々な団体等と連携し、継続して取り組んでまいります。

整理番号	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
16	県民との意見交換及び情報提供	「食品衛生情報の提供」について、以下の内容についてお願いします。 ・情報のオンライン化が進んでいますが、オンラインを利用しない・できない方に向けて紙媒体での情報の提供を引き続きお願いします。 ・日常的にネットを頻繁に活用する世代に対しては、県のHPに情報を掲載するだけでなく、SNSを活用したシンプルな内容での発信をお願いします。 ・スマートフォンの利用においてデータ量を制限しているなど多様な生活様式の方がいらっしゃいます。動画配信、容量の大きなデータなどに考慮した工夫をお願いします。	B	引き続き、ホームページ、SNS、印刷物等を活用し、より多くの県民の方へ情報提供や普及啓発等ができるように工夫してまいります。
17	県民との意見交換及び情報提供	コロナ禍で開催できなかった「かながわ食の安全・安心キャラバン」を実施することに賛成します。県民の関心の高いテーマについて、参加型で開催することで食の安全に対する理解が深まることを期待します。	B	令和5年度は意見交換を行う「かながわ食の安全・安心キャラバン」の集合開催を再開し、相互理解を図るよう、取り組んでまいります。
18	国、他の自治体等との連携体制	「東京検疫所川崎支所」と記載があるが、正式名称である「東京検疫所川崎検疫所支所」とすべきである。	A	修正しました。
19	用語集	アニサキスの記載中、「サバの生食によるものが多く」とあるが、根拠はあるか。	A	食品安全委員会が作成したファクトシートにおいて、「国内のアニサキス症の原因食品は、北海道を除き、さば類が最も多く」とあることから、最も重要な感染源として記載しています。 なお、ファクトシートの記載にあわせ、「さば類」と記載を改めました。
20	用語集	収去の記載中、「無償で抜き取ることを言います。」は、「無償で抜き取ることをいいます。」が適切である。	A	修正しました。
21	用語集	「製造、加工を行う事業者」と記載があるが、食品衛生法第48条では「製造、加工を行う営業者」とある。	A	修正しました。
22	用語集	「食品営業者の自主管理を推進するため」と記載があるが、「営業者の自主管理を推進するため」が適切である。	A	修正しました。
23	その他	PDCA視点からすれば、P（計画）段階ですので、事柄によっては、「XX（何を）YY（いつ）までに」と把握できるような時系列的な整理があるとわかりやすい	D	本計画では、当該年度中に実施することとしている監視指導計画をお示ししています。個別具体的な内容は、本計画に基づいて実施機関毎に検討を行い、各所の実情に沿って実施いたします。